

# 平成13年度P R T Rパイロット事業報告書

平成14年7月

経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省環境保健部環境安全課

# 目 次

はじめに	1
第1章 平成13年度P R T Rパイロット事業の概要	3
1-1 パイロット事業の内容	3
1-1-1 目的	3
1-1-2 調査の構成	3
1-1-3 対象地域	3
1-1-4 対象化学物質	10
1-1-5 事業所に対する排出量・移動量調査	21
1-1-6 アンケート調査	24
1-1-7 ヒアリング調査	25
1-1-8 調査対象事業所への配付資料	25
1-1-9 非点源発生源に係る排出量推計	25
1-1-10 法律に基づくP R T R等との相違点	26
1-2 パイロット事業の実施状況	28
1-2-1 調査期間	28
1-2-2 排出量等の報告状況	29
1-2-3 取扱い状況	34
1-2-4 事業者説明会の開催	37
1-2-5 アンケート調査の回答状況	38
1-2-6 ヒアリング調査の実施状況	38
第2章 対象化学物質の排出・移動の状況	40
2-1 集計の基本的な考え方	40
2-1-1 集計表の作成方法	40
2-1-2 集計結果の見方	41
2-2 集計結果の概要	43
2-2-1 全体の状況	43
2-2-2 媒体別の状況（点源のみ）	46
2-2-3 業種別の状況（点源のみ）	52
2-2-4 事業所規模別の状況（点源のみ）	56
2-2-5 発生源別の状況（非点源のみ）	57
2-2-6 自治体別の状況	62
2-2-7 対象化学物質別の状況	65
2-2-8 平成12年度との比較	65

2-3 集計結果	74
2-3-1 対象事業所全体の集計	74
2-3-2 自治体別の集計	83
2-3-3 業種別の集計	144
2-3-4 業種別・排出量規模別の集計	179
2-3-5 点源・非点源別の集計	208
第3章 事業者アンケート及びヒアリング結果の概要	274
3-1 事業者アンケート	274
3-1-1 回答状況	274
3-1-2 対象事業所に該当するかどうかの判定	278
3-1-3 排出量等の算出作業	283
3-1-4 作業及び費用の負担	295
3-1-5 支援方策	305
3-1-6 化学物質排出把握管理促進法に基づく排出量等の把握・届出の実施	311
3-1-7 その他	313
3-2 事業者ヒアリング	315
3-2-1 パイロット事業関連事項	315
3-2-2 化学物質排出把握管理促進法関連	316
3-2-3 データの検証	317
第4章 パイロット事業の総括と今後の課題の検討	318
4-1 過去5年間のパイロット事業の総括	318
4-1-1 パイロット事業の経過	318
4-1-2 パイロット事業の主な成果	326
4-2 国の課題	328
4-2-1 P R T R 制度の周知	328
4-2-2 小規模事業所への支援	328
4-2-3 算出マニュアルの整備	329
4-2-4 自治体による異常値チェック等への支援	329
4-2-5 非点源排出量の推計精度の向上	330
4-2-6 新たな非点源発生源の推計	330
4-2-7 届出及び推計データの活用方法の検討	331
4-3 自治体の課題	331
4-3-1 対象事業者の把握	331
4-3-2 事業者相談窓口等の整備	332
4-3-3 異常値チェック方法の確立	332
4-3-4 データ活用方法の検討	333

4-4 事業者の課題 .....	333
4-4-1 P R T R の理解の促進 .....	333
4-4-2 排出量・移動量の把握のための体制整備 .....	334
4-4-3 管理の改善に向けたデータ活用の検討 .....	334
おわりに .....	335

< 資料編 >

資料 1 対象化学物質選定の考え方 .....	339
資料 2 平成 13 年度 P R T R パイロット事業における報告のしかた ---	344
資料 3 非点源排出源からの排出量の推計方法等 .....	350
資料 4 点源の排出量・移動量に付帯する集計結果 .....	455
資料 5 平成 13 年度 P R T R パイロット事業の実施に関するアンケート調査票	589

## はじめに

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度) は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政庁に報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計して、公表する仕組みである。

PRTRには、次のような多面的意義が期待され、今後の環境保全施策を推進する上で重要な手段である。

- 環境保全上の基礎データとして重要な位置づけを有すること
- 行政による化学物質対策の優先度の決定に当たり重要な判断材料となること
- 事業者による化学物質の排出量削減のための自主的取り組みの促進に寄与すること
- 国民への情報提供を通じて、化学物質による環境リスクへの理解を深め、化学物質対策への協力及び環境への負荷低減努力を促進するものとなること
- 化学物質に係る環境保全対策の効果・進捗状況を把握する手段となること

このPRTR制度を導入する「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化学物質排出把握管理促進法」と略す。）」は平成11年7月に公布され、その後対象事業者、対象物質等を定める法律施行令、MSDS省令、算出方法及び届出内容等を定める法律施行規則が順次公布された。これにより、対象事業者は平成13年4月から排出量・移動量の把握を開始し、平成14年4月からこの法律に基づく第1回目の届出を開始した。

こうした状況のなか、平成13年度PRTRパイロット事業は、法律に基づくPRTRにできる限り近い形で行うことを念頭に、PRTR制度の円滑な実施に向けて、届出方法、集計作業及び各種支援施策等の課題を明らかにするとともに、事業者等に対するPRTR制度の普及啓発を行うために実施したものである。PRTRパイロット事業は平成9年度に環境庁が開始してから平成13年度で5年目となるが、年々、対象地域を拡大、マニュアルを充実するなど改善を図ってきた。法律に基づく届出に先立ち、平成12年度と平成13年度は経済産業省と環境省の共同で全都道府県及び政令指定都市でパイロット事業を実施することとした。最終年度である平成13年度は、平成12年度の30都道府県市に続き、29の府県市においてパイロット事業を実施した。

本報告書はその結果をとりまとめたものである。

本報告書にまとめられた結果が、今後、法律に基づくPRTRの実施に向けた様々な検討に大いに役立たれることを期待している。

# 第1章 平成13年度P R T Rパイロット事業の概要

## 1-1 パイロット事業の内容

### 1-1-1 目的

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度の円滑な実施に向けて、届出方法、集計作業及び各種支援施策等の課題を明らかにし、これらの準備に資するとともに、P R T Rの試行を通して事業者等に対するP R T R制度の普及啓発を行うために、実施するものである。

### 1-1-2 調査の構成

対象地域において、以下の調査を実施した。

- ア 事業所に対する排出量・移動量調査
- イ 事業所に対するアンケート調査
- ウ 事業所に対するヒアリング調査
- エ 非点源発生源からの排出量の推計に関する調査

### 1-1-3 対象地域

対象地域は、29の調査実施自治体の全域又はその一部の地域とした。各自治体における対象地域を表1-1-1に示す。また、平成9年度～平成13年度の対象となった地域を図1-1-1に示す。

表 1-1-1 平成13年度P R T Rパイロット事業対象地域

都道府県名	実施地域
青森県	八戸市、十和田市、三沢市、百石町、下田町、階上町
栃木県	宇都宮市、今市市
群馬県	伊勢崎市、玉村町、境町、赤堀町、東村
埼玉県	草加市、八潮市
千葉県	千葉市中央区、花見川区、稲毛区、美浜区
横浜市	横浜市鶴見区、戸塚区、金沢区
福井県	武生市、鯖江市、今立郡、南条郡、丹生郡
山梨県	甲府市、韮崎市、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町、双葉町
静岡県	富士市
名古屋市	名古屋市港区、南区
滋賀県	草津市、守山市、栗東町、中主町、野州町、石部町、甲西町、水口町、土山町、甲南町
大阪府	堺市（築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町、築港浜寺町、築港浜寺西町）、高石市（高砂）、吹田市（岸部中、岸部南、南正雀、平松町、幸町、吹東町、目俵町、未広町、日の出町、西御旅町、東御旅町、川岸町、南吹田、南金田、広芝町、江の木町、芳野町、豊津町）、八尾市（相生町、老原、木の本、北木の本、南木の本、太田新町、竹淵、西竹淵、東竹淵）
大阪市	大阪市淀川区、住之江区
奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、月ヶ瀬村、都祁村、川西町
和歌山県	和歌山市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市
鳥取県	鳥取市、倉吉市、米子市、境港市
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、平田市
岡山県	津山市、玉野市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、備前市、落合町、勝央町
広島市	広島市中区、南区、西区
愛媛県	松山市、宇和島市、西条市
高知県	高知市、南国市、土佐市、須崎市、伊野町、春野町、中村市、宿毛市
福岡県	大牟田市、久留米市、柳川市、山門郡(大和町、三橋町、瀬高町、山川町)、三池郡高田町
福岡市	福岡市博多区、南区
佐賀県	佐賀県全域
長崎県	長崎市、諫早市、島原市、有明町、国見町、瑞穂町
大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、宇佐市、国東町、安岐町、日出町、佐賀関町
宮崎県	宮崎市、延岡市、日向市、清武町、田野町、佐土原町
鹿児島県	鹿児島市、吉田町、喜入町、知覧町、川辺町、伊集院町、松元町、郡山町、吹上町、金峰町、始良町
沖縄県	沖縄本島

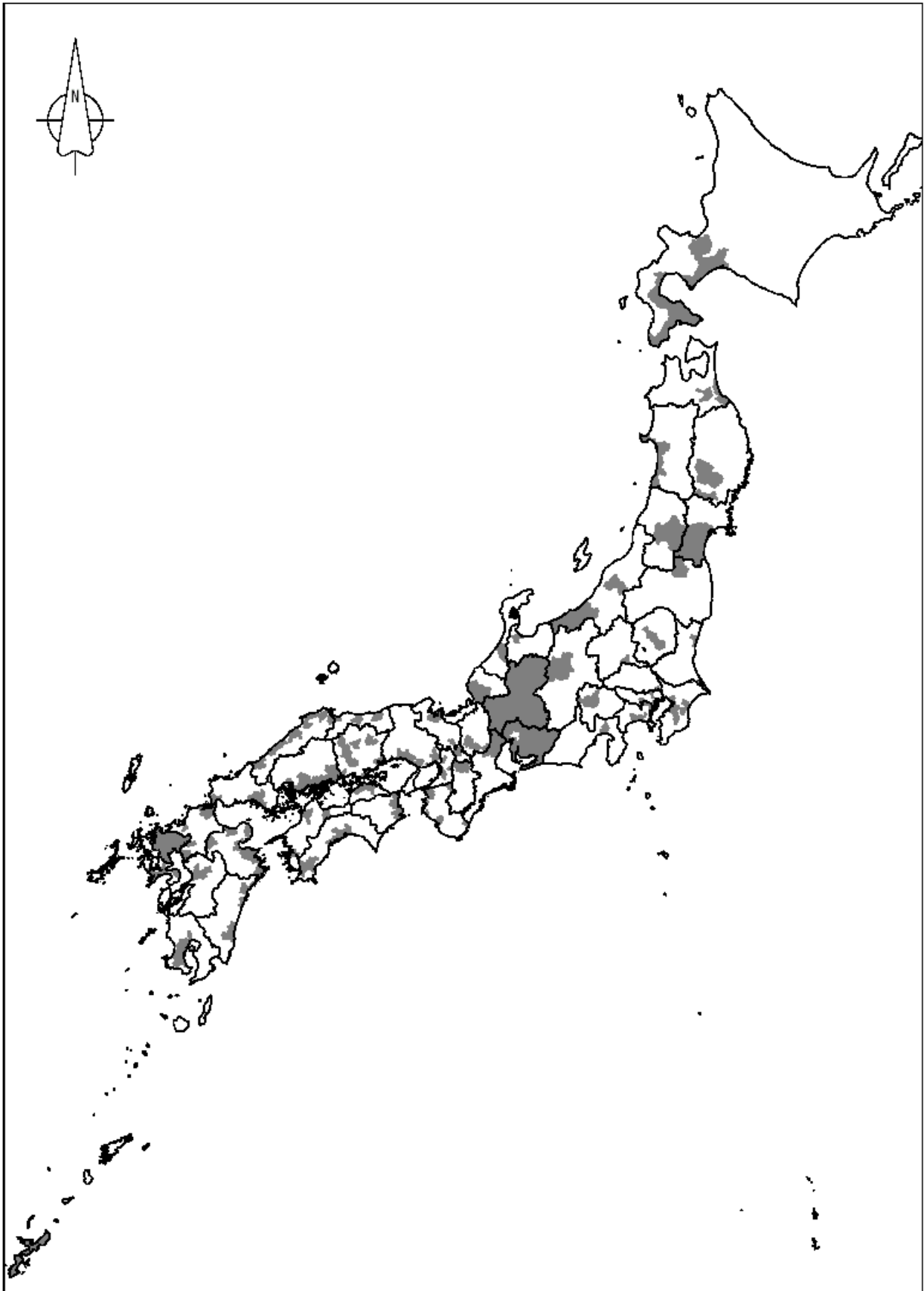


図 1-1-1 平成 13 年度までのパイロット事業対象地域（その 1；全国）





図 1-1-1 平成 13 年度までのパイロット事業対象地域 (その 2)

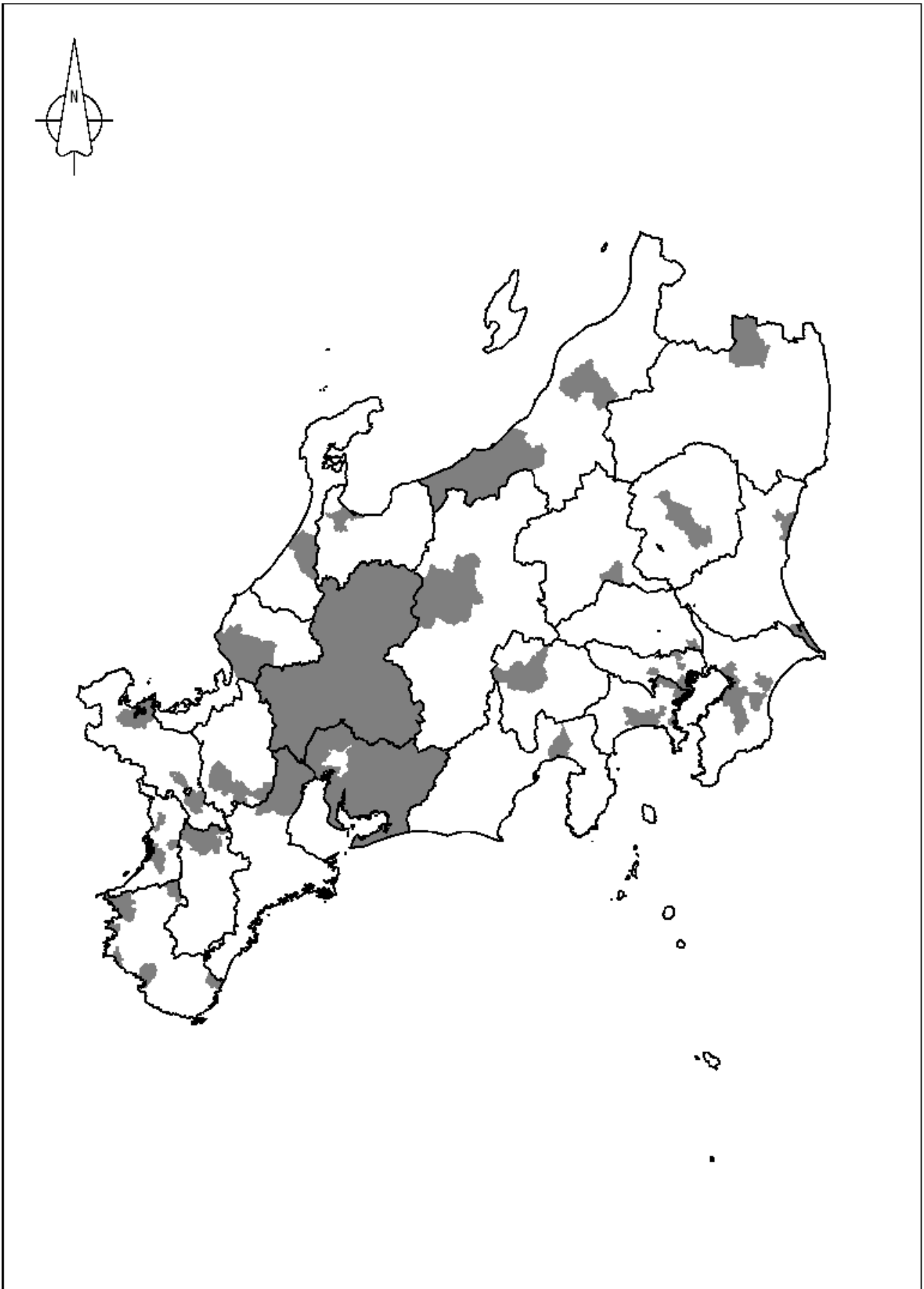


図1-1-1 平成13年度までのパイロット事業対象地域（その3）

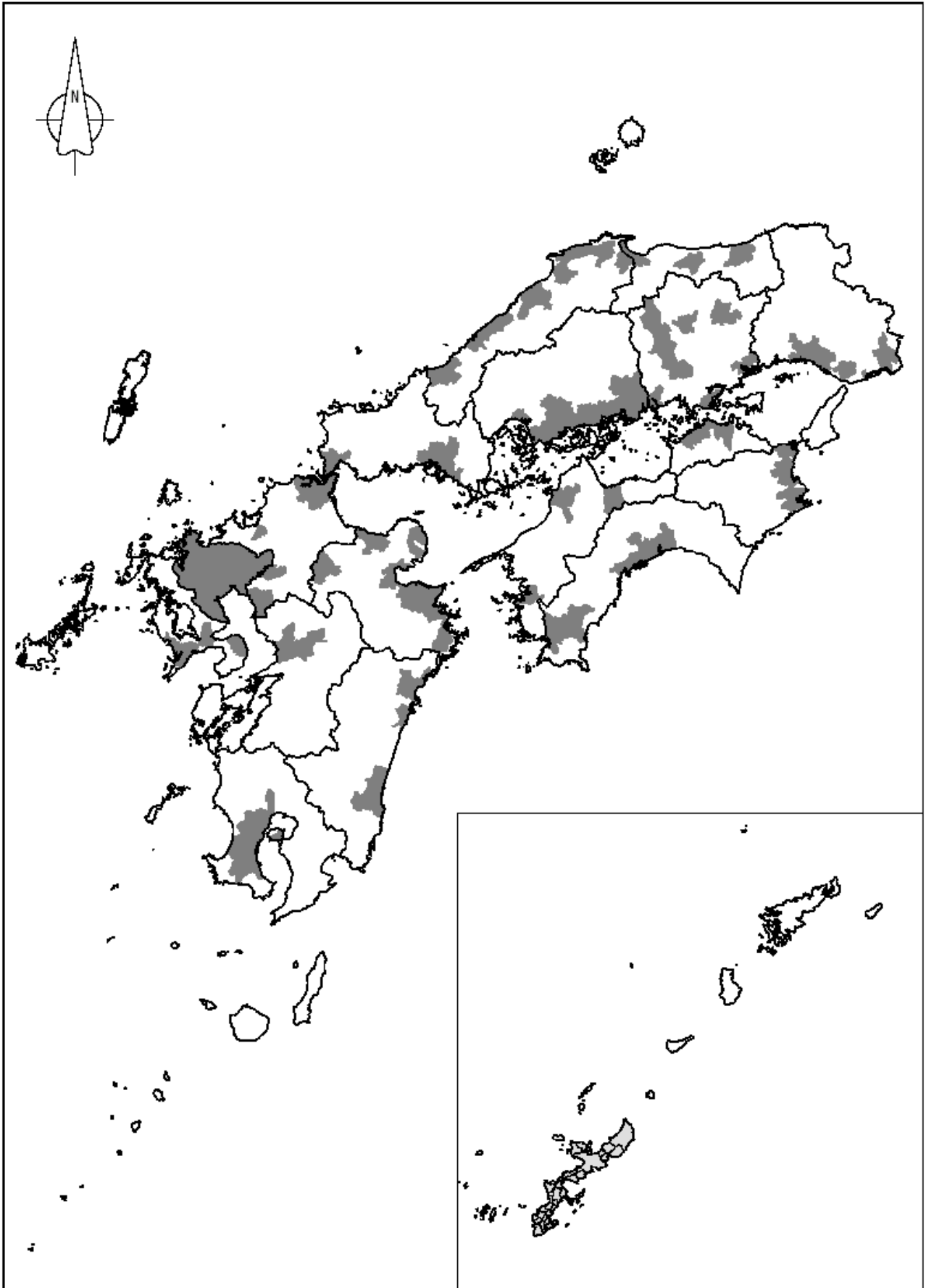


図 1-1-1 平成 13 年度までのパイロット事業対象地域 (その 4)

表 1-1-2 対象地域の基礎的指標及びその全国比

自治体名	面積 (平成12年)		人口 (平成12年)		製造品出荷額等 (平成10年)		自動車保有台数 (平成12年)		耕地面積	
	km <sup>2</sup>	対全国比	人	対全国比	百万円	対全国比	台	対全国比	ha	対全国比
青森県対象地域	817	0.22%	388,653	0.31%	615,680	0.20%	250,773	0.35%	21,061	0.44%
栃木県対象地域	556	0.15%	503,038	0.40%	1,673,313	0.55%	363,416	0.50%	13,813	0.29%
群馬県対象地域	165	0.04%	224,575	0.18%	1,150,589	0.38%	183,545	0.25%	6,973	0.14%
埼玉県対象地域	45	0.01%	296,716	0.24%	810,266	0.26%	139,146	0.19%	756	0.02%
千葉市対象地域	122	0.03%	618,492	0.49%	952,372	0.31%	279,988	0.39%	520	0.01%
横浜市対象地域	291	0.08%	703,221	0.56%	1,826,408	0.60%	274,025	0.38%	268	0.01%
福井県対象地域	1,065	0.28%	205,968	0.16%	705,495	0.23%	146,997	0.20%	8,686	0.18%
山梨県対象地域	679	0.18%	405,399	0.32%	1,164,552	0.38%	306,292	0.42%	6,488	0.13%
静岡県対象地域	315	0.08%	122,110	0.10%	577,101	0.19%	87,334	0.12%	2,870	0.06%
名古屋市対象地域	64	0.02%	291,561	0.23%	1,877,285	0.61%	191,921	0.26%	541	0.01%
滋賀県対象地域	523	0.14%	393,540	0.31%	2,601,924	0.85%	255,755	0.35%	9,563	0.20%
大阪府対象地域	226	0.06%	1,457,543	1.16%	141,311	0.05%	620,984	0.86%	1,408	0.03%
大阪市対象地域	33	0.01%	288,722	0.23%	892,375	0.29%	106,216	0.15%	5	0.00%
奈良県対象地域	465	0.12%	661,373	0.52%	1,470,229	0.48%	320,353	0.44%	6,745	0.14%
和歌山県対象地域	678	0.18%	664,837	0.53%	1,786,598	0.58%	401,306	0.55%	11,310	0.23%
鳥取県対象地域	547	0.14%	373,065	0.30%	900,593	0.29%	255,282	0.35%	9,581	0.20%
島根県対象地域	1,611	0.43%	451,799	0.36%	557,180	0.18%	301,294	0.42%	16,612	0.34%
岡山県対象地域	1,534	0.41%	382,491	0.30%	1,052,948	0.34%	265,438	0.37%	15,741	0.33%
広島市対象地域	77	0.02%	425,937	0.34%	1,351,426	0.44%	225,956	0.31%	55	0.00%
愛媛県対象地域	663	0.18%	592,118	0.47%	963,913	0.32%	339,797	0.47%	6,750	0.14%
高知県対象地域	1,313	0.35%	534,684	0.42%	447,123	0.15%	336,818	0.46%	8,749	0.18%
福岡県対象地域	388	0.10%	501,303	0.40%	584,297	0.19%	303,406	0.42%	14,653	0.30%
福岡市対象地域	63	0.02%	404,240	0.32%	364,984	0.12%	234,917	0.32%	225	0.00%
佐賀県全域	2,406	0.64%	883,511	0.70%	1,570,303	0.51%	586,817	0.81%	58,760	1.22%
長崎県対象地域	534	0.14%	587,148	0.47%	745,497	0.24%	283,738	0.39%	8,341	0.17%
大分県対象地域	1,743	0.46%	916,972	0.73%	2,129,398	0.70%	582,700	0.80%	20,702	0.43%
宮崎県対象地域	901	0.24%	564,285	0.45%	668,619	0.22%	374,179	0.52%	10,635	0.22%
鹿児島県対象地域	1,091	0.29%	704,211	0.56%	591,634	0.19%	433,871	0.60%	13,582	0.28%
沖縄県対象地域	1,239	0.33%	1,194,168	0.95%	523,745	0.17%	698,936	0.96%	14,692	0.30%
対象地域合計	20,154	5.33%	15,741,680	12.49%	30,697,158	10.04%	9,151,200	12.63%	290,086	6.01%
全国	377,837	100.00%	126,071,305	100.00%	305,839,992	100.00%	72,475,014	100.00%	4,830,000	100.00%

注1：面積は「建設省国土院地図管理部調査資料課（平成12年）」による

注2：人口は自治省行政局「住民基本台帳人口要覧（平成12年）」による

注3：製造品出荷額等は各県「工業統計調査結果報告（平成10年）」による

注4：自動車保有台数は運輸省自動車交通局「市区町村別自動車保有車両数（平成13年）」

全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数（平成13年）」による

注5：耕地面積は各自治体調べによる

注6：大阪府の堺市、吹田市、八尾市及び高石市は、その一部のみが対象地域となっていたが、ここでは全域の値を示す。

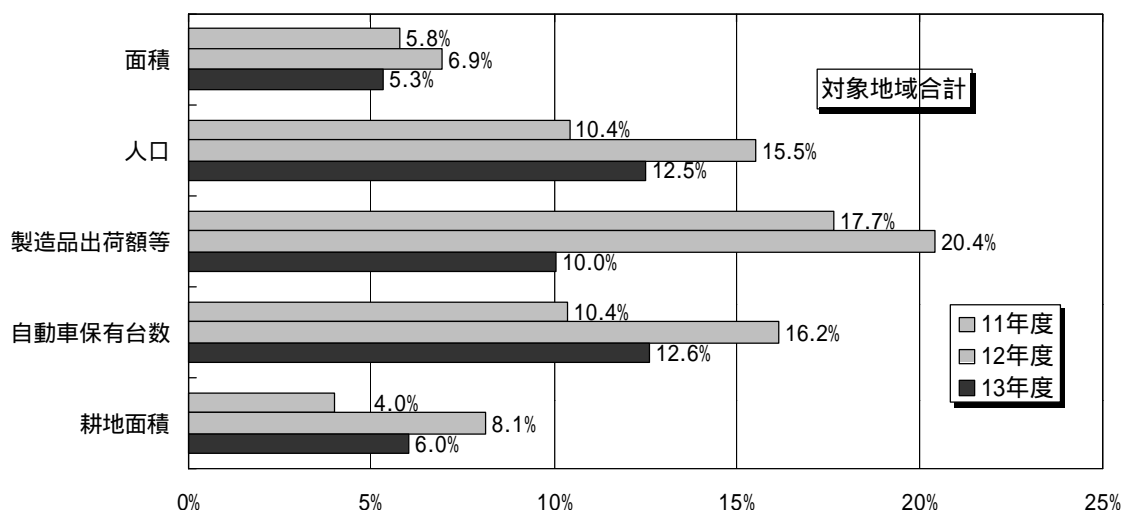


図 1-1-2 対象地域の基礎的指標に関する対全国比の推移

### 1-1-4 対象化学物質

対象化学物質は、化学物質排出把握管理促進法施行令別表第一の第一種指定化学物質  
354物質とした。

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト（その 1）

特定第一種指定化学物質 <sup>1)</sup>	物質番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名（英名）
	1	-	亜鉛の水溶性化合物 <sup>3)</sup>	zinc compounds (water-soluble)
	2	79-06-1	アクリルアミド	Acrylamide
	3	79-10-7	アクリル酸	acrylic acid
	4	140-88-5	アクリル酸エチル	ethyl acrylate
	5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate
	6	96-33-3	アクリル酸メチル	methyl acrylate
	7	107-13-1	アクリロニトリル	Acrylonitrile
	8	107-02-8	アクロレイン	Acrolein
	9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	bis(2-ethylhexyl) adipate
	10	111-69-3	アジポニトリル	Adiponitrile
	11	75-07-0	アセトアルデヒド	Acetaldehyde
	12	75-05-8	アセトニトリル	Acetonitrile
	13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	2,2'-azobisisobutyronitrile
	14	90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
	15	62-53-3	アニリン	Aniline
	16	141-43-5	2-アミノエタノール	2-aminoethanol
	17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	N-(2-aminoethyl)-1,2-ethanediamine; diethylenetriamine
	18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	5-amino-1-[2,6-dichloro-4-(trifluoromethyl)phenyl]-3-cyano-4-[(trifluoromethyl)sulfinyl]pyrazole; fipronil
	19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	3-amino-1H-1,2,4-triazole; amitrole
	20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸(別名グルホシネート)	2-amino-4-[hydroxy(methyl)phosphinoyl]butyric acid; glufosinate
	21	591-27-5	m-アミノフェノール	m-aminophenol
	22	107-18-6	アリルアルコール	allyl alcohol
	23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	1-allyloxy-2,3-epoxypropane
	24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	n-alkylbenzenesulfonic acid and its salts (alkyl C=10-14)
	25	-	アンチモン及びその化合物	antimony and its compounds
	26	1332-21-4	石綿	Asbestos
	27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	3-isocyanatomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexyl isocyanate
	28	78-79-5	イソプレン	Isoprene
	29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	4,4'-isopropylidenediphenol; bisphenol A

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 2 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>*1</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>*2</sup>	物質名 ( 英名 )
	30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物 ( 別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂 ) ( 液状のものに限る。 )	polymer of 4,4'-isopropylidenediphenol and 1-chloro-2,3-epoxypropane (liquid); bisphenol A type epoxy resin (liquid)
	31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	2,2'-(isopropylidenebis[(2,6-dibromo-4,1-phenylene)oxy])diethanol
	32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	2-imidazolidinethione
	33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン ( 別名イミノクタジン )	1,1'-[iminodi(octamethylene)]diguandine; iminocadine
	34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート ( 別名キザロホップエチル )	ethyl 2-[4-(6-chloro-2-quinoxalinyloxy)phenoxy]propionate; quizalofop-ethyl
	35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート ( 別名フェノチオール又は MCPAチオエチル )	S-ethyl 2-(4-chloro-2-methylphenoxy)thioacetate; phenothiol; MCPA-thioethyl
	36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホリアミドチオアート ( 別名ブタミホス )	O-ethyl O-(6-nitro-m-tolyl) sec-butylphosphoramidothioate; butamifos
	37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート ( 別名 E P N )	O-ethyl O-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate; EPN
	38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン ( 別名ペンディメタリン )	N-(1-ethylpropyl)-2,6-dinitro-3,4-xylidine; pendimethalin
	39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート ( 別名モリネート )	S-ethyl hexahydro-1H-azepine-1-carbothioate; molinate
	40	100-41-4	エチルベンゼン	ethylbenzene
	41	151-56-4	エチレンイミン	ethyleneimine
	42	75-21-8	エチレンオキシド	ethylene oxide
	43	107-21-1	エチレングリコール	ethylene glycol
	44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	ethylene glycol monoethyl ether
	45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	ethylene glycol monomethyl ether
	46	107-15-3	エチレンジアミン	ethylenediamine
	47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	ethylenediaminetetraacetic acid
	48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛 ( 別名ジネブ )	zinc N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); zineb
	49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ ( 別名マンネブ )	manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); maneb
	50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 ( 別名マンコゼブ又はマンゼブ )	complex compounds of manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate) and zinc N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); mancozeb
	51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ピリジニウム=ジプロミド ( 別名ジクアトジプロミド又はジクワット )	1,1'-ethylene-2,2'-bipyridinium dibromide; diquat dibromide
	52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド ( 別名フェナセチン )	4'-ethoxyacetanilide; phenacetin
	53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール ( 別名エクロメゾール )	5-ethoxy-3-trichloromethyl-1,2,4-thiadiazole; echlomezol
	54	106-89-8	エピクロロヒドリン	epichlorohydrin
	55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-epoxy-1-propanol
	56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン ( 別名酸化プロピレン )	1,2-epoxypropane; propylene oxide
	57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	2,3-epoxypropyl phenyl ether
	58	111-87-5	1-オクタノール	1-octanol
	59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	p-octylphenol

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 3 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	60	-	カドミウム及びその化合物	cadmium and its compounds
	61	105-60-2	-カプロラクタム	-caprolactam
	62	576-26-1	2,6-キシレノール	2,6-xylenol
	63	1330-20-7	キシレン	xylene
	64	-	銀及びその水溶性化合物 <sup>3)</sup>	silver and its water-soluble compounds
	65	107-22-2	グリオキサール	glyoxal
	66	111-30-8	グルタルアルデヒド	glutaraldehyde
	67	1319-77-3	クレゾール	cresol
	68	-	クロム及び3価クロム化合物	chromium and chromium( ) compounds
	69	-	6価クロム化合物	chromium( ) compounds
	70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	chloroacetyl chloride
	71	95-51-2	o-クロロアニリン	o-chloroaniline
	72	106-47-8	p-クロロアニリン	p-chloroaniline
	73	108-42-9	m-クロロアニリン	m-chloroaniline
	74	75-00-3	クロロエタン	chloroethane
	75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン ( 別名アトラジン )	2-chloro-4-ethylamino-6-isopropylamino-1,3,5-triazine; atrazine
	76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド ( 別名メトラクロール )	2-chloro-2'-ethyl-N-(2-methoxy-1-methylethyl)-6'-methylacetanilide; metolachlor
	77	75-01-4	クロロエチレン ( 別名塩化ビニル )	chloroethylene; vinyl chloride
	78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン ( 別名フルアジナム )	3-chloro-N-(3-chloro-5-trifluoromethyl-2-pyridyl)- , , -trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine; fluzazinam
	79	119446-68-3	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール ( 別名ジフェノコナゾール )	1-((2-[2-chloro-4-(4-chlorophenoxy)phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-yl)methyl)-1H-1,2,4-triazole; difenoconazole
	80	79-11-8	クロロ酢酸	chloroacetic acid
	81	51218-49-6	2-クロロ-2'β'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド ( 別名プレチラクロール )	2-chloro-2'β'-diethyl-N-(2-propoxyethyl)acetanilide; pretilachlor
	82	15972-60-8	2-クロロ-2'β'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド ( 別名アラクロール )	2-chloro-2'β'-diethyl-N-(methoxymethyl)acetanilide;alachlor
	83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	1-chloro-2,4-dinitrobenzene
	84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン ( 別名 H C F C -142 b )	1-chloro-1,1-difluoroethane; HCFC-142b
	85	75-45-6	クロロジフルオロメタン ( 別名 H C F C -22 )	chlorodifluoromethane; HCFC-22
	86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン ( 別名 H C F C -124 )	2-chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane; HCFC-124
	87	-	クロロトリフルオロエタン ( 別名 H C F C -133 )	chlorotrifluoroethane; HCFC-133
	88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン ( 別名 C F C -13 )	chlorotrifluoromethane; CFC-13
	89	95-49-8	o-クロロトルエン	o-chlorotoluene
	90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン ( 別名シマジン又は C A T )	2-chloro-4,6-bis(ethylamino)-1,3,5-triazine; shimazine; CAT
	91	107-05-1	3-クロロプロペン ( 別名塩化アリル )	3-chloropropene; allyl chloride
	92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート ( 別名イミベンコナゾール )	4-chlorobenzyl N-(2,4-dichlorophenyl)-2-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)thioacetimidate; imibenconazole

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 4 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	93	108-90-7	クロロベンゼン	chlorobenzene
	94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン ( 別名 C F C -115 )	chloropentafluoroethane; CFC-115
	95	67-66-3	クロロホルム	chloroform
	96	74-87-3	クロロメタン ( 別名塩化メチル )	chloromethane; methyl chloride
	97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名 MCP P 又は MCPA )	(4-chloro-2-methylphenoxy)acetic acid; MCP; MCPA
	98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'- ジメチルアセトアニリド (別名テニルクロール)	2-chloro-N-(3-methoxy-2-thienyl)-2',6' -dimethylacetanilide; thenylchlor
	99	1314-62-1	五酸化バナジウム	divanadium pentaoxide
	100	-	コバルト及びその化合物	cobalt and its compounds
	101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル ( 別名エチレングリコ ルモノエチルエーテルアセテート )	2-ethoxyethyl acetate; ethylene glycol monoethyl ether acetate
	102	108-05-4	酢酸ビニル	vinyl acetate
	103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル ( 別名エチレングリコ ルモノメチルエーテルアセテート )	2-methoxyethyl acetate; ethylene glycol monomethyl ether acetate
	104	90-02-8	サリチルアルデヒド	salicylaldehyde
	105	102851-06-9	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ -, -, -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナ ート ( 別名フルバリネート )	-cyano-3-phenoxybenzyl N-(2-chloro- , -trifluoro-p-tolyl)-D-valinate; fluvalinate
	106	51630-58-1	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロ フェニル)-3-メチルブチラート ( 別名フェンバ レート )	-cyano-3-phenoxybenzyl 2-(4 -chlorophenyl)-3-methylbutyrate; fenvalerate
	107	52315-07-8	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジク ロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカ ルボキシラート ( 別名シペルメトリン )	-cyano-3-phenoxybenzyl 3-(2,2 -dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropane carboxylate; cypermethrin
	108	-	無機シアン化合物 ( 錯塩及びシアン酸塩を除 く。 )	inorganic cyanide compounds (except complex salts and cyanates)
	109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	2-(diethylamino)ethanol
	110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベ ンジル ( 別名チオベンカルブ又はベンチオカ ーブ )	S-4-chlorobenzyl N,N-diethylthiocarbamate; thiobencarb
	111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルス ルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボ キサミド ( 別名カフェンストロール )	N,N-diethyl-3-(2,4,6-trimethylphenylsulfonyl) -1H-1,2,4-triazole-1-carboxamide; cafenstrole
	112	56-23-5	四塩化炭素	tetrachloromethane
	113	123-91-1	1,4-ジオキサン	1,4-dioxane
	114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	cyclohexylamine
	115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスル フェンアミド	N-cyclohexyl-2-benzothiazolesulfenamide
	116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-dichloroethane
	117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン ( 別名塩化ビニリデン )	1,1-dichloroethylene; vinylidene dichloride
	118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-dichloroethylene
	119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	trans-1,2-dichloroethylene
	120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
	121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン ( 別名 C F C -12 )	dichlorodifluoromethane; CFC-12
	122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド ( 別名プロピザミド )	3,5-dichloro-N-(1,1-dimethyl-2-propynyl)ben zamide; propyzamide
	123	-	ジクロロテトラフルオロエタン ( 別名 C F C -114 )	dichlorotetrafluoroethane; CFC-114



表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 5 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン ( 別名 H C F C - 123 )	2,2-dichloro-1,1,1-trifluoroethane; HCFC-123
	125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ- , , -トリフルオロ-4'-ニトロ -m-トルエンスルホンアニリド ( 別名フルスル ファミド )	2',4'-dichloro- , , -trifluoro-4'-nitro -m-toluenesulfonanilide; flusulfamide
	126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチ ル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェ ノン ( 別名ベンゾフェナップ )	2-[4-(2,4-dichloro-m-toluoyl)-1,3-dimethyl-5 -pyrazolyloxy]-4-methylacetophenone; benzofenap
	127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	1,2-dichloro-3-nitrobenzene
	128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1,4-dichloro-2-nitrobenzene
	129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 ( 別名ジウロン又は D C M U )	3-(3,4-dichlorophenyl)-1,1-dimethylurea; diuron; DCMU
	130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル 尿素 ( 別名リニューロン )	3-(3,4-dichlorophenyl)-1-methoxy-1-methylur ea; linuron
	131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 ( 別名 2,4-D 又は 2,4-P A )	2,4-dichlorophenoxyacetic acid; 2,4-D; 2,4-PA
	132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン ( 別名 H C F C -141 b )	1,1-dichloro-1-fluoroethane; HCFC-141b
	133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン ( 別名 H C F C - 21 )	dichlorofluoromethane; HCFC-21
	134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	1,3-dichloro-2-propanol
	135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	1,2-dichloropropane
	136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド ( 別名プロパ ニル又は D C P A )	3',4'-dichloropropionanilide; propanil; DCPA
	137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン ( 別名 D - D )	1,3-dichloropropene; D-D
	138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine
	139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	o-dichlorobenzene
	140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	p-dichlorobenzene
	141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル -5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン ( 別名ピラ ゾキシフェン )	2-[4-(2,4-dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-py razolyloxy]acetophenone; pyrazoxyfen
	142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5- ピラゾリル-4-トルエンスルホナート ( 別名ピラ ゾレート )	4-(2,4-dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyraz olyl 4-toluenesulfonate; pyrazolynate
	143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル ( 別名ジクロベニル 又は D B N )	2,6-dichlorobenzonitrile; dichlobenil; DBN
	144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン ( 別名 H C F C -225 )	dichloropentafluoropropane; HCFC-225
	145	75-09-2	ジクロロメタン ( 別名塩化メチレン )	dichloromethane; methylene dichloride
	146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン ( 別名 ジチアノン )	2,3-dicyano-1,4-dithiaanthraquinone; dithianon
	147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロ ピル ( 別名イソプロチオラン )	diisopropyl 1,3-dithiolan-2-ylidenemalonate; isoprothiolane
	148	17109-49-8	ジチオリン酸 O-エチル-S,S-ジフェニル ( 別 名エディフェンホス又は E D D P )	O-ethyl S,S-diphenyl phosphorodithioate; edifenphos; EDDP
	149	640-15-3	ジチオリン酸 S-2-(エチルチオ)エチル-O,O- ジメチル ( 別名チオメトン )	S-2-(ethylthio)ethyl O,O-dimethyl phosphorodithioate; thiometon
	150	35400-43-2	ジチオリン酸 O-エチル-O-(4-メチルチオフェ ニル)-S-n-プロピル ( 別名スルプロホス )	O-ethyl O-4-(methylthio)phenyl S-n-propyl phosphorodithioate; sulprofos
	151	298-04-4	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-(2-エチルチ オエチル) ( 別名エチルチオメトン又はジスル ホトン )	O,O-diethyl S-2-(ethylthio)ethyl phosphorodithioate; ethylthiometon; disulfoton

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 6 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	152	2310-17-0	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル] (別名ホサロン)	O,O-diethyl S-(6-chloro-2,3-dihydro-2-oxobenzoxazoliny)methyl phosphorodithioate; phosalone
	153	34643-46-4	ジチオリン酸 O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)	O-2,4-dichlorophenyl O-ethyl S-propyl phosphorodithioate; prothiofos
	154	950-37-8	ジチオリン酸 S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル (別名メチダチオン又は DMTP)	S-(2,3-dihydro-5-methoxy-2-oxo-1,3,4-thiadiazol-3-yl)methyl O,O-dimethyl phosphorodithioate; methidathion; DMTP
	155	121-75-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラソン又はマラチオン)	O,O-dimethyl S-1,2-bis(ethoxycarbonyl)ethyl phosphorodithioate; malathon; malathion
	156	60-51-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] (別名ジメトエート)	O,O-dimethyl S-(N-methylcarbamoyl)methyl phosphorodithioate; dimethoate
	157	25321-14-6	ジニトロトルエン	dinitrotoluene
	158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	2,4-dinitrophenol
	159	122-39-4	ジフェニルアミン	diphenylamine
	160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	2-(di-n-butylamino)ethanol
	161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フリール (別名カルボスルファン)	2,3-dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furyl N-(dibutylamino)thio-N-methylcarbamate; carbosulfan
	162	-	ジブロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402)	dibromotetrafluoroethane; halone-2402
	163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	2,6-dimethylaniline
	164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	3,4-dimethylaniline
	165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸 S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	S-4-phenoxybutyl N,N-dimethylthiocarbamate; phenothiocarb
	166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	N,N-dimethyldodecylamine N-oxide
	167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又は DEP)	dimethyl 2,2,2-trichloro-1-hydroxyethylphosphonate; trichlorfon; DEP
	168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩 (次号に掲げるものを除く。)	1,1'-dimethyl-4,4'-bipyridinium salts (except paraquat dichloride)
	169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	1,1'-dimethyl-4,4'-bipyridinium dichloride; paraquat; paraquat dichloride
	170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル (別名エスプロカルブ)	S-benzyl N-(1,2-dimethylpropyl)-N-ethylthiocarbamate; esprocarb
	171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン (別名 o-トリジン)	3,3'-dimethylbenzidine; o-tolidine
	172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N,N-dimethylformamide
	173	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又は PAP)	ethyl 2-[(dimethoxyphosphinothioyl)thio]-2-phenylacetate; phenthoate; PAP
	174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	3,5-diiodo-4-octanoyloxybenzotrile; ioxynil octanoate
	175	-	水銀及びその化合物	mercury and its compounds
	176	-	有機スズ化合物	organic tin compounds
	177	100-42-5	スチレン	styrene
	178	-	セレン及びその化合物	selenium and its compounds
	179	-	ダイオキシン類	dioxins
	180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン (別名ダゾメット)	2-thioxo-3,5-dimethyltetrahydro-2H-1,3,5-thiadiazine; dazomet
	181	62-56-6	チオ尿素	thiourea

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 7 )

特定第一種指定化学物質 <sup>1)</sup>	物質番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名(英名)
	182	108-98-5	チオフェノール	thiophenol
	183	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	O-1-(4-chlorophenyl)-4-pyrazolyl O-ethyl S-propyl phosphorothioate; pyraclofos
	184	2636-26-2	チオりん酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	O-4-cyanophenyl O,O-dimethyl phosphorothioate; cyanophos; CYAP
	185	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	O,O-diethyl O-2-isopropyl-6-methyl-4-pyrimidinyl phosphorothioate; diazinon
	186	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	O,O-diethyl O-6-oxo-1-phenyl-1,6-dihydro-3-pyridazinyl phosphorothioate; pyridaphenthion
	187	13593-03-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	O,O-diethyl O-2-quinoxaliny phosphorothioate; quinalphos
	188	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	O,O-diethyl O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl phosphorothioate; chlorpyrifos
	189	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	O,O-diethyl O-5-phenyl-3-isoxazolyl phosphorothioate; isoxathion
	190	97-17-6	チオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	O-2,4-dichlorophenyl O,O-diethyl phosphorothioate; dichlofenthion; ECP
	191	2275-23-2	チオりん酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)	O,O-dimethyl S-2-[1-(N-methylcarbamoyl)ethylthio]ethyl phosphorothioate; vamidothion
	192	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	O,O-dimethyl O-3-methyl-4-nitrophenyl phosphorothioate; fenitrothion; MEP
	193	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	O,O-dimethyl O-3-methyl-4-(methylthio)phenyl phosphorothioate; fenthion; MPP
	194	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl O,O-dimethyl phosphorothioate; chlorpyrifos-methyl
	195	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	O-4-bromo-2-chlorophenyl O-ethyl S-propyl phosphorothioate; profenofos
	196	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	S-benzyl O,O-diisopropyl phosphorothioate; iprobenfos; IBP
	197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	decabromodiphenyl ether
	198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	1,3,5,7-tetraazatricyclo[3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ]decane; hexamethylenetetramine
	199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	tetrachloroisophthalonitrile; chlorothalonil; TPN
	200	127-18-4	テトラクロロエチレン	tetrachloroethylene
	201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	tetrachlorodifluoroethane; CFC-112
	202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	tetrahydromethylphthalic anhydride
	203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	tetrafluoroethylene
	204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	tetramethylthiuram disulfide; thiram
	205	100-21-0	テレフタル酸	terephthalic acid
	206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	dimethyl terephthalate
	207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。) <sup>3)</sup>	copper salts (water-soluble, except complex salts)
	208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	trichloroacetaldehyde
	209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-trichloroethane

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 8 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-trichloroethane
	211	79-01-6	トリクロロエチレン	trichloroethylene
	212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	2,4,6-trichloro-1,3,5-triazine
	213	-	トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)	trichlorotrifluoroethane; CFC-113
	214	76-06-2	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	trichloronitromethane; chloropicrin
	215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エ タノール (別名ケルセン又はジコホル)	2,2,2-trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol ; kelthane; dicofol
	216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 (別名 トリクロピル)	(3,5,6-trichloro-2-pyridyl)oxyacetic acid; triclopyr
	217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	trichlorofluoromethane; CFC-11
	218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリ アジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1,3,5-tris(2,3-epoxypropyl)-1,3,5-triazine -2,4,6(1H,3H,5H)-trione
	219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	2,4,6-trinitrotoluene
	220	1582-09-8	, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジブ ロピル-p-トルイジン (別名トリフルラリン)	, , -trifluoro-2,6-dinitro-N,N-dipropyl -p-toluidine; trifluralin
	221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-tribromophenol
	222	75-25-2	トリブロモメタン (別名ブロモホルム)	tribromomethane; bromoform
	223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	3,5,5-trimethyl-1-hexanol
	224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	1,3,5-trimethylbenzene
	225	95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine
	226	106-49-0	p-トルイジン	p-toluidine
	227	108-88-3	トルエン	toluene
	228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
	229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド (別 名ナプロアニリド)	2-(2-naphthyloxy)propionanilide; naproanilide
	230	-	鉛及びその化合物	lead and its compounds
	231	7440-02-0	ニッケル	nickel
	232	-	ニッケル化合物	nickel compounds
	233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	nitritotriacetic acid
	234	100-01-6	p-ニトロアニリン	p-nitroaniline
	235	628-96-6	ニトログリコール	nitroglycol
	236	55-63-0	ニトログリセリン	nitroglycerin
	237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	p-nitrochlorobenzene
	238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	N-nitrosodiphenylamine
	239	100-02-7	p-ニトロフェノール	p-nitrophenol
	240	98-95-3	ニトロベンゼン	nitrobenzene
	241	75-15-0	二硫化炭素	carbon disulfide
	242	25154-52-3	ノニルフェノール	nonylphenol
	243	-	バリウム及びその水溶性化合物 <sup>3)</sup>	barium and its water-soluble compounds
	244	88-89-1	ピクリン酸	picric acid
	245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-ト リアジン (別名シメトリン)	2,4-bis(ethylamino)-6-methylthio-1,3,5- -triazine; simetryn
	246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシ銅又は有 機銅)	bis(8-quinolinolato)copper; oxine-copper
	247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジ ン (別名クロフェンチジン)	3,6-bis(2-chlorophenyl)-1,2,4,5-tetrazine; clofentezine

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 9 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸) S,S'-メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	S,S'-methylene O,O,O',O'-tetraethyl bis(phosphorodithioate); ethion
	249	137-30-4	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛(別名ジラム)	zinc bis(N,N'-dimethyldithiocarbamate); ziram
	250	64440-88-6	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸) N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	N,N'-ethylenebis(thiocarbamoylthiozinc) bis(N,N'-dimethyldithiocarbamate); polycarbamate
	251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド	bis(hydrogenated tallow)dimethylammonium chloride
	252	-	砒素及びその無機化合物	arsenic and its inorganic compounds
	253	302-01-2	ヒドラジン	hydrazine
	254	123-31-9	ヒドロキノン	hydroquinone
	255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	4-vinyl-1-cyclohexene
	256	100-69-6	2-ビニルピリジン	2-vinylpyridine
	257	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ビテルタノール)	1-(4-biphenyloxy)-3,3-dimethyl-1-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)-2-butanol; bitertanol
	258	110-85-0	ピペラジン	piperazine
	259	110-86-1	ピリジン	pyridine
	260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	pyrocatechol
	261	96-09-3	フェニルオキシラン	phenyloxirane
	262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	o-phenylenediamine
	263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	p-phenylenediamine
	264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	m-phenylenediamine
	265	156-43-4	p-フェネチジン	p-phenetidine
	266	108-95-2	フェノール	phenol
	267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート(別名ベルメトリン)	3-phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate; permethrin
	268	106-99-0	1,3-ブタジエン	1,3-butadiene
	269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	di-n-octyl phthalate
	270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	di-n-butyl phthalate
	271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	di-n-heptyl phthalate
	272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	bis(2-ethylhexyl) phthalate
	273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	n-butyl benzyl phthalate
	274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	2-tert-butylimino-3-isopropyl-5-phenyltetrahydro-4H-1,3,5-thiadiazin-4-one; buprofezin
	275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	N-tert-butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzohydrazide; tebufenozide
	276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	methyl N-[1-(N-n-butylcarbamoyl)-1H-2-benzimidazolyl]carbamate; benomyl
	277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハ口ホップブチル)	butyl (R)-2-[4-(4-cyano-2-fluorophenoxy)phenoxy]propionate; cyhalofop-butyl
	278	134098-61-6	tert-ブチル-4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン)アミノオキシ)メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	tert-butyl 4-(((1,3-dimethyl-5-phenoxy-4-pyrazolyl)methylidene)aminooxy)methyl)benzoate; fenpyroximate

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 1 0 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル =2-プロピニル=スルフィット (別名プロバルギッ ト又は B P P S )	2-(4-tert-butylphenoxy)cyclohexyl 2-propynyl sulfite; propargite; BPPS
	280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチ オ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン (別名ピリダ ベン)	2-tert-butyl-5-(4-tert-butylbenzylthio)-4-chl oro-3(2H)-pyridazinone; pyridaben
	281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エ チル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	N-(4-tert-butylbenzyl)-4-chloro-3-ethyl-1-m ethylpyrazole-5-carboxamide; tebufenpyrad
	282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフ エンアミド	N-(tert-butyl)-2-benzothiazolesulfenamide
	283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩 <sup>3)</sup>	hydrogen fluoride and its water-soluble salts
	284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と 亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	polymer of N,N'-propylenebis (dithiocarbamic acid) and zinc; propineb
	285	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン -1211)	bromochlorodifluoromethane; halone-1211
	286	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン (別名ハロン-1301)	bromotrifluoromethane; halone-1301
	287	75-26-3	2-ブロモプロパン	2-bromopropane
	288	74-83-9	ブロモメタン (別名臭化メチル)	bromomethane; methyl bromide
	289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジ スタノキサン (別名酸化フェンブタズ)	hexakis(2-methyl-2-phenylpropyl)distannoxane ; fenbutatin oxide
	290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘ プテン-2,3-ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)	1,4,5,6,7,7-hexachlorobicyclo[2.2.1]-5-hepten e-2,3-dicarboxylic acid; chlorendic acid
	291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘ キサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチ エピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又は ベンゾエピン)	6,7,8,9,10,10-hexachloro-1,5,5a,6,9,9a-hexah ydro-6,9-methano-2,4,3-benzodioxathiepine 3-oxide; endosulfan
	292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	hexamethylenediamine
	293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	hexamethylene diisocyanate
	294	-	ベリリウム及びその化合物	beryllium and its compounds
	295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	benzylidyne trichloride
	296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	benzylidene dichloride
	297	100-44-7	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)	benzyl chloride
	298	100-52-7	ベンズアルデヒド	benzaldehyde
	299	71-43-2	ベンゼン	benzene
	300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	1,2,4-benzenetricarboxylic 1,2-anhydride
	301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセ トアニリド (別名メフェナセト)	2-(2-benzothiazolyloxy)-N-methylacetanilide; mefenacet
	302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン (別名キントゼン又 は P C N B )	pentachloronitrobenzene; quintozene; PCNB
	303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	pentachlorophenol
	304	-	ほう素及びその化合物	boron and its compounds
	305	75-44-5	ホスゲン	phosgene
	306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル (別名 P C B )	polychlorinated biphenyls; PCBs
	307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(ア ルキル基の炭素数が12から15までのもの及び その混合物に限る。)	poly(oxyethylene) alkyl ether (alkyl C=12-15)
	308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエー テル	poly(oxyethylene) octylphenyl ether
	309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエー テル	poly(oxyethylene) nonylphenyl ether

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト ( その 1 1 )

特定第一 種指定化 学物質 <sup>1)</sup>	物質 番号	CAS	物質名 <sup>2)</sup>	物質名 ( 英名 )
	310	50-00-0	ホルムアルデヒド	formaldehyde
	311	-	マンガン及びその化合物	manganese and its compounds
	312	85-44-9	無水フタル酸	phthalic anhydride
	313	108-31-6	無水マレイン酸	maleic anhydride
	314	79-41-4	メタクリル酸	methacrylic acid
	315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2-ethylhexyl methacrylate
	316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	2,3-epoxypropyl methacrylate
	317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	2-(diethylamino)ethyl methacrylate
	318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl methacrylate
	319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	n-butyl methacrylate
	320	80-62-6	メタクリル酸メチル	methyl methacrylate
	321	126-98-7	メタクリロニトリル	methacrylonitrile
	322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジンヒドラゾン (別名フェリムゾン)	(Z)-2'-methylacetophenone 4,6-dimethyl-2-pyrimidinylhydrazone; ferimzone
	323	100-61-8	N-メチルアニリン	N-methylaniline
	324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	methyl isothiocyanate
	325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)	2-isopropylphenyl N-methylcarbamate; isoprocab; MIPC
	326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル (別名プロボキシル又はPHC)	2-isopropoxyphenyl N-methylcarbamate; propoxur; PHC
	327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボフラン)	2,3-dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furanlyl N-methylcarbamate; carbofuran
	328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル (別名XMC)	3,5-dimethylphenyl N-methylcarbamate; XMC
	329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名カルバリル又はNAC)	1-naphthyl N-methylcarbamate; carbaryl; NAC
	330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMP)	2-sec-butylphenyl N-methylcarbamate; fenobucarb; BPMP
	331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジンカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)	methyl 3-chloro-5-(4,6-dimethoxy-2-pyrimidinylcarbamoylsulfamoyl)-1-methylpyrazole-4-carboxylate; halosulfuron-methyl
	332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン (別名アミトラス)	3-methyl-1,5-di(2,4-xylyl)-1,3,5-triazapenta-1,4-diene; amitraz
	333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)	N-methyldithiocarbamic acid; carbam
	334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	6-methyl-1,3-dithiolo[4,5-b]quinoxalin-2-one
	335	98-83-9	-メチルスチレン	-methylstyrene
	336	108-99-6	3-メチルピリジン	3-methylpyridine
	337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート (別名ジメピペレート)	S-1-methyl-1-phenylethyl 1-piperidinecarbothioate; dimepiperate
	338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート (別名m-トリレンジイソシアネート)	methyl-1,3-phenylene diisocyanate; m-tolylene diisocyanate
	339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	2-(1-methylpropyl)-4,6-dinitrophenol
	340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline
	341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	methylenebis(4,1-cyclohexylene) diisocyanate
	342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)	O-3-tert-butylphenyl N-(6-methoxy-2-pyridyl)-N-methylthiocarbamate; pyributicarb

表 1-1-3 平成 13 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト（その 1 2）

特定第一種指定化学物質 <sup>*1</sup>	物質番号	CAS	物質名 <sup>*2</sup>	物質名（英名）
	343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン（別名メトキサレン）	9-methoxy-7H-furo[3,2-g][1]benzopyran-7-one; methoxsalen
	344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline
	345	68-11-1	メルカプト酢酸	mercaptoacetic acid
	346	-	モリブデン及びその化合物	molybdenum and its compounds
	347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル（別名クロルフエンピンホス又はCVP）	2-chloro-1-(2,4-dichlorophenyl)vinyl diethyl phosphate; chlorfenvinphos; CVP
	348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル（別名ジメチルピンホス）	2-chloro-1-(2,4-dichlorophenyl)vinyl dimethyl phosphate; dimethylvinphos
	349	300-76-5	りん酸1,2-ジブromo-2,2-ジクロロエチル=ジメチル（別名ナレド又はBRP）	1,2-dibromo-2,2-dichloroethyl dimethyl phosphate; naled; BRP
	350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）	dimethyl 2,2-dichlorovinyl phosphate; dichlorvos; DDVP
	351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル（別名モノクロトホス）	dimethyl (E)-1-methyl-2-(N-methyl carbamoyl)vinyl phosphate; monocrotophos
	352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	tris(2-chloroethyl) phosphate
	353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	tris(dimethylphenyl) phosphate
	354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	tri-n-butyl phosphate

\*1 「特定第一種指定化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

\*2 「物質名」は、化学物質排出把握管理促進法施行令（平成12年政令第138号）別表1の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得る。

\*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%(10g/L)以上溶解することをいう。

### 1-1-5 事業所に対する排出量・移動量調査

#### (1) 調査対象事業所

法律施行令で第一種指定化学物質等取扱事業者の要件が規定されたことから、できるだけこの要件と同じになるよう調査対象事業所を決定した。まず、以下の要件のうち対象業種と従業員数をとともに満たすと考えられる事業所に対し各調査実施自治体から調査資料一式を配布し、全ての調査対象事業所に対し事業所の概要等の報告（様式1の提出）を依頼した。さらに、取扱量等の要件を満たす事業所に対し、排出量等の報告（別紙の提出）を依頼した。

対象業種：施行令第3条に規定する業種に属する事業を営む事業所（表1-1-4を参照）

従業員数：常用雇用者数21人以上の事業所（施行令第4条では「21人以上の事業者」）

取扱量等：次のうちいずれかに該当すること（施行令第4条の要件と同じ）

- a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所
- b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所
- c) 金属鉱業または原油及び天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業所
- d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業所



- e)ごみ処分量又は産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む）を営み、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業所
- f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業所
- g) a)、b)又はf)に該当する事業所から生ずる廃棄物を処分するため同一事業者が一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業所

表 1-1-4 対象業種

対象業種	
1	金属鉱業
2	原油及び天然ガス鉱業
3	製造業 （食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業、その他の製造業）
4	電気業
5	ガス業
6	熱供給業
7	下水道業
8	鉄道業
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
10	石油卸売業
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
13	燃料小売業
14	洗濯業
15	写真業
16	自動車整備業
17	機械修理業
18	商品検査業
19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分量に限る。）
21	産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む。）
22	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
23	自然科学研究所

## (2) 報告の対象とする排出量・移動量

(1) a)、b)の取扱量の要件により報告の対象となった事業所については、その取扱量の要件に該当する対象化学物質について、(1) c)~f)の施設の要件により報告の対象となった事業所については、他法令等に基づいて実測している対象化学物質について平成12年度1年間に事業所から排出・移動した量の報告(別紙の提出)を依頼した。

排出量・移動量は、次の区分ごとに報告対象とした。

### ア．大気への排出量

排気口や煙突からの排出だけでなく、パイプの継ぎ目からの漏洩等も含め、予想されるあらゆる大気への排出を対象とした。

### イ．公共用水域への排出量

反応容器等の洗浄水が公共用水域に排出されるような場合も含め、予想されるあらゆる公共用水域への排出を対象とした。

### ウ．土壌への排出量

地上タンクからの漏洩、移送や移し替え時の漏洩等だけでなく、パイプから土壌への漏洩等も含め、予想されるあらゆる土壌への排出を対象とした。また、事業者が自ら行う排水の地下への浸透も対象とした。

### エ．事業所敷地内で行う廃棄物の埋立処分に含まれる量

対象事業所において発生した第一種指定化学物質を含む廃棄物を報告事業者が同一の事業所内の埋立地に埋立処分する場合を対象とした。

### オ．下水道への移動量

工程排水、排水処理施設からの排水等を下水道へ放流している場合も含め、予想されるあらゆる下水道への放流を対象とした。

### カ．当該事業所の外への移動量

廃棄物の処理を行うために事業所外へ運び出される廃棄物に含まれる量を対象とした。ただし、有価物として引き取られるものは対象とはならない。

## (3) 調査票(様式1及び別紙)及び報告項目

以下の項目について記入する調査票を事業所に配布した。調査票の様式は<資料編>資料2に示す。

### ア．様式1

- ・報告先 各調査実施自治体の長(実務的には各調査実施自治体環境担当部局のPRT Rパイロット事業担当へ送付)
- ・報告年月日及び報告者(報告事業所の代表者等)の氏名

- ・事業者の名称、事業所の名称、所在地
- ・事業所における常用雇用者数（平成12年4月1日現在の常用雇用者数）
- ・事業所において行われる事業が属する業種名
- ・別紙の枚数（報告対象となった第一種指定化学物質の数と同じ）
- ・担当者の部署及び氏名、電話番号
- ・事業者における常用雇用者数（平成12年4月1日現在の常用雇用者数）
- ・第一種指定化学物質の取扱い及び特別要件施設の有無
- ・法第6条第1項の請求について

#### イ.別紙（第一種指定化学物質ごとの排出・移動量等）

- ・別紙番号
- ・第一種指定化学物質の名称
- ・第一種指定化学物質の号番号及び単位
- ・排出量
  - 大気への排出
  - 公共用水域への排出及び排出先の河川、湖沼、海域等の名称
  - 当該事業所における土壌への排出
  - 当該事業所における埋立処分及び埋立処分を行う場所の種類
- ・移動量
  - 下水道への移動
  - 当該事業所の外への移動

調査票及び報告項目についての留意点として、別紙の提出の徹底を図るため、平成12年度に引き続き、様式1に対象化学物質の取扱いの有無等を回答する欄を設けている。また、様式1は、調査資料を送付した全ての事業所に報告を依頼し、別紙は対象化学物質を報告対象量以上取り扱っている事業所に報告を依頼した。

なお、報告対象量以上取り扱っている対象化学物質の環境への排出・移動量がゼロの場合も、「排出・移動量ゼロ」として報告することとした。

#### 1-1-6 アンケート調査

調査対象事業所を対象に、P R T Rの実施に当たっての課題を整理するため、P R T Rパイロット事業の実施に関するアンケート調査を実施した。

調査は、調査対象事業所に調査票等と共にアンケート用紙を送付し、全ての事業所に対し、調査票提出時に併せて提出するよう依頼した。

調査の主な項目は以下のとおりである。また、アンケート用紙は、〈資料編〉資料5に示す。

##### 1. 対象事業所に該当するかどうかの判定について

対象事業所に該当するかどうかを判断する際に、判断が難しかった項目等

## 2．排出量等の算出作業について

具体的な算出方法及びP R T R排出量等算出マニュアルの分かりにくい部分や改善が必要な箇所等

## 3．作業及び費用の負担

作業人数、作業時間、費用負担

## 4．支援方策

記入説明会の感想、疑問点の照会における課題、支援方策の要望

## 5．法に基づくP R T Rの実施について

周知状況、情報源

## 6．その他

意見、提案

### 1-1-7 ヒアリング調査

事業者ニーズ等の把握及び報告データの検証のため、調査対象事業所の一部の事業所に対し、調査実施自治体によるヒアリング調査を行った。

### 1-1-8 調査対象事業所への配布資料

- ・調査票（様式1及び別紙）
- ・報告のしかた
- ・アンケート用紙
- ・P R T R排出量等算出マニュアル

事業所が排出量等を算出する際に参考とするため、算出の手順を示した資料。平成12年度パイロット事業で使用したものをよりわかりやすく修正したものを使用した。

- ・作業シート  
対象化学物質の排出量・移動量の算出作業を支援するシート。
- ・製品中の成分組成質問票
- ・調査機関あて質問票
- ・報告支援プログラム及びマニュアル（希望者のみ）  
フロッピーディスクによる報告を行うためのプログラムの入ったCD-ROMを希望する事業所に配布した。
- ・依頼文書

### 1-1-9 非点源発生源に係る排出量推計

各対象地域における調査対象事業所以外（非点源発生源）からの対象化学物質の排出量を、既存の統計資料や実測データ等を用いて、可能な限り推計を行った。平成13年度は、平成12年度までのパイロット事業の評価を踏まえて、推計カテゴリーを設定し、情報収集及び推計方法の改善を図った。

非点源発生源の分類及び今回の推計の対象とした項目は、表1-1-5に示す通りである。なお、具体的な推計方法は〈資料編〉資料3に、推計結果の概要は第2章に掲載している。

表 1-1-5 非点源排出源の分類と推計の有無

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	主な排出に係る項目	推計	
事業所報告 対象外業種	農業		農地散布農薬等		
	林業		森林散布農薬等		
	水産業	水産養殖業	漁網防汚剤	×	
	建設業	総合工事業 職別工事業	塗料、充填剤、接着剤、固化剤 アスベスト等		
	運輸・通信業 (倉庫業等を 除く)	道路旅客運送業	道路貨物運送業	塗料、燃料タンク等	×
					×
サービス業 (洗濯業、廃棄物 処理業等を除く)	公園・遊園地・ ゴルフ場等		散布農薬等		
	医療業・保健衛生 建物サービス業		消毒・殺菌剤等 シロアリ駆除剤	×	
事業所報告 対象規模未満 事業所	(別途推計)			×	
移動発生源	自動車 二輪車 船舶 航空機 鉄道 建設・農業・産業機械等		排出ガス	×	
家庭	大気への排出	塗料、接着剤、殺虫剤、エアゾール製品溶剤、 水道からのトリハロメタン、可塑剤等			
	水域への排出	洗浄剤、水道からのトリハロメタン、可塑剤等			
	環境中への排出	家庭園芸用農薬			

注) 「推計」欄の記号の意味は以下のとおりである。

- : 推計を行ったもの
- : 推計に必要な情報が得られた一部について推計を行ったもの
- ×: 推計に必要な情報が得られず推計を行わなかったもの

#### 1-1-10 法律に基づくPRTR等との相違点

平成13年度PRTRパイロット事業は、法律に基づくPRTRとできる限り同じ枠組みになるように行ったが、以下のような相違点があるため、留意が必要である。

##### 事業所による従業員数の裾切り

法律に基づくPRTRでは事業者単位で従業員数の裾切りが規定されているが、パイロット事業では事業所単位で21人以上の事業所を調査対象としている。

## 調査項目の追加

法律に基づくPRTRでは、以下の項目については届出の必要がないが、パイロット事業では、下記の項目についても報告を求めている。

- ・事業者全体の常時使用される従業員の数
- ・対象化学物質の取扱いの有無
- ・企業秘密に関する請求の予定
- ・取扱量（在庫量、調達量等）
- ・副生成物の場合の状況（製造する製品中に1質量%以上含有されているか、反応プロセスや排水処理などのどの過程で分離するものか等）

## 調査票等の配布

パイロット事業では、調査票や資料等の配布を各事業所に行ったが、法に基づくPRTRでは調査票等の配布は行わず、届出の要件に該当する事業者は自主的に調査票を入手し届出をする必要がある。

## 企業秘密に関する請求

法律に基づくPRTRでは、届出に係る情報に企業秘密に関する情報が含まれているとき、第一種指定化学物質の名称を化学物質分類名に変更して報告できるよう請求することができるが、パイロット事業では第一種指定化学物質の名称を使った報告だけを認めた。

## 個別事業所データの開示

法律に基づくPRTRでは、個別事業所データが請求に応じて開示されるが、パイロット事業では請求があっても個別事業所データを開示しない。

## 一部地域での実施

パイロット事業は、原則として対象となった自治体の一部地域だけを対象地域に設定している。

## 様式1の提出

法律に基づくPRTRでは、取扱量等の要件を満たす事業所だけが届出をすることと規定されているが、パイロット事業では、取扱量等の要件に関係なく、調査対象となった事業所すべてに様式1の提出を求めた。

また、平成12年度パイロット事業とは以下の点が異なっている。

- ・「主な個別物質名」の回答欄が削除された。
- ・「廃棄物に含まれての移動」及び「他の事業者の排水処理施設への移動量」の項目が削除され、「事業所の外への移動」に変更になった。
- ・「廃棄物の移動先の地域名」、「廃棄物の種類・形態」の回答欄が削除された。
- ・「企業秘密に関する請求の予定」「取扱量（在庫量、調達量等）」「副生成物の場合の状況」の回答欄を追加した。

## 1-2 パイロット事業の実施状況

### 1-2-1 調査期間

調査期間は、調査資料の配布からおおよそ2ヶ月間とし、各実施自治体ごとに報告期限を設定した。各実施自治体の調査期間を表1-2-1に示す。

表 1-2-1 自治体別の調査期間

自治体名	調査依頼日	調査票等の報告期限
青森県	平成13年 7月10日	平成13年 8月10日
栃木県	平成13年 7月 6日	平成13年 8月31日
群馬県	平成13年 7月 6日	平成13年 8月31日
埼玉県	平成13年 6月 7日	平成13年 8月31日
千葉市	平成13年 8月 1日	平成13年 9月14日
横浜市	平成13年 6月 8日	平成13年 8月31日
福井県	平成13年 9月10日	平成13年10月10日
山梨県	平成13年 7月 2日	平成13年 8月31日
静岡県	平成13年 6月 8日	平成13年 8月30日
名古屋市	平成13年 7月 5日	平成13年 8月31日
滋賀県	平成13年 7月 5日	平成13年 8月31日
大阪府	平成13年 6月28日	平成13年 8月31日
大阪市	平成13年 7月18日	平成13年 8月31日
奈良県	平成13年 6月22日	平成13年 8月31日
和歌山県	平成13年 7月 4日	平成13年 8月31日
鳥取県	平成13年 9月10日	平成13年10月10日
島根県	平成13年 7月13日(第1回) 平成13年 9月21日(第2回)	平成13年 8月31日(第1回) 平成13年10月25日(第2回)
岡山県	平成13年 7月10日	平成13年 8月31日
広島市	平成13年 6月27日~7月3日	平成13年 8月31日
愛媛県	平成13年 6月28日	平成13年 8月31日
高知県	平成13年 7月11日	平成13年 8月31日
福岡県	平成13年 7月10日	平成13年 8月31日
福岡市	平成13年 7月 9日	平成13年 8月31日
佐賀県	平成13年 6月27日	平成13年 8月31日
長崎県	平成13年 7月 9日	平成13年 8月31日
大分県	平成13年 9月10日	平成13年10月31日
宮崎県	平成13年 7月12日	平成13年 8月31日
鹿児島県	平成13年 6月27日	平成13年 8月31日
沖縄県	平成13年 9月14日	平成13年10月17日

## 1-2-2 排出量等の報告状況

PRTRパイロット事業における報告率の推移を表1-2-2に示す。平成13年度は、平成12年度までと比較して様式1報告率は低下したが、別紙の報告率は平成12年度とほぼ同じであった。

様式1報告率が低下したのは、昨年度までの対象地域にはパイロット事業に継続して参加した事業所が多数含まれていたのに対し、平成13年度の対象事業所は、パイロット事業に初めて参加した事業所だけであったことが主たる要因と考えられる。

報告率は事業所規模（常用雇用者数）別や業種別により大きく差があるが、特に事業所規模別に見ると、様式1報告率・別紙報告率とも平成12年度同様、小規模な事業所ほど低い傾向が見られる（図1-2-1）。

表1-2-8には、事業者規模及び事業所規模別の別紙報告率を示している。同じ事業所規模であっても、事業者規模が大きい事業所ほど、報告率は高くなる傾向がある。なお、今回のパイロット事業では、事業所規模で21人以上の事業所だけを対象とし、21人未満の事業所は対象外として除外したが、法律に基づくPRTRが実施される場合には、今回対象外となった（事業所規模が21人未満の）事業所の中にも、排出量等を届け出る必要がある事業所が数多く含まれているものと考えられる。

また、平成13年度も報告支援プログラムを配布し、下記の通り、9自治体において延べ48事業所からフロッピーディスクによる排出量等の報告があった。

青森県：2事業所  
静岡県：3事業所  
名古屋市：10事業所  
滋賀県：18事業所  
大阪市：3事業所  
島根県：5事業所  
岡山県：3事業所  
高知県：2事業所  
宮崎県：2事業所  
合 計：48事業所



表1-2-2 P R T Rパイロット事業における報告率の推移

年度	発送数 (a)	様式1		別紙	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
平成9年度	1,818	943	51.9%	502	53.2%
平成10年度	2,040	1,110	54.4%	587	52.9%
平成11年度	8,425	5,009	59.5%	1,891	37.8%
平成12年度	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%
平成13年度	11,602	4,761	41.0%	1,474	31.0%

注1：平成12年度以降のP R T Rパイロット事業は、平成11年度までのパイロット事業と比較して、報告対象となる取扱量等の要件が大きく変更になったため、単純な比較はできない。

注2：平成11年度までは、規模等が対象外の事業所の件数も含まれる。

表1-2-3 報告状況（自治体別）

自治体名	発送数 (a)	様式1		別紙	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
1 青森県	360	187	51.9%	40	21.4%
2 栃木県	365	165	45.2%	61	37.0%
3 群馬県	365	129	35.3%	48	37.2%
4 埼玉県	374	173	46.3%	50	28.9%
5 千葉市	375	137	36.5%	39	28.5%
6 横浜市	646	108	16.7%	58	53.7%
7 福井県	331	142	42.9%	43	30.3%
8 山梨県	406	202	49.8%	55	27.2%
9 静岡県	439	186	42.4%	69	37.1%
10 名古屋市	367	202	55.0%	51	25.2%
11 滋賀県	585	312	53.3%	130	41.7%
12 大阪府	358	204	57.0%	90	44.1%
13 大阪市	398	187	47.0%	47	25.1%
14 奈良県	357	181	50.7%	58	32.0%
15 和歌山県	531	133	25.0%	48	36.1%
16 鳥取県	349	131	37.5%	40	30.5%
17 島根県	396	162	40.9%	38	23.5%
18 岡山県	455	238	52.3%	89	37.4%
19 広島市	392	202	51.5%	39	19.3%
20 愛媛県	350	121	34.6%	32	26.4%
21 高知県	346	124	35.8%	20	16.1%
22 福岡県	431	131	30.4%	35	26.7%
23 福岡市	337	172	51.0%	23	13.4%
24 佐賀県	479	224	46.8%	93	41.5%
25 長崎県	371	123	33.2%	25	20.3%
26 大分県	442	138	31.2%	59	42.8%
27 宮崎県	374	137	36.6%	50	36.5%
28 鹿児島県	367	142	38.7%	24	16.9%
29 沖縄県	256	68	26.6%	20	29.4%
合計	11,602	4,761	41.0%	1,474	31.0%

注：回答された調査票から、対象事業所の要件（業種及び常雇規模）を満たさないと判断された事業所（29自治体合計で1,348事業所）は含まれていない。

表1-2-4 報告状況（事業所規模別）

事業所規模 （人）	発送数 (a)	様式 1		別紙	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
2 21～30	3,814	1,026	26.9%	142	13.8%
3 31～50	3,250	1,178	36.2%	257	21.8%
4 51～100	2,479	1,201	48.4%	369	30.7%
5 101～200	1,190	714	60.0%	301	42.2%
6 201～300	370	259	70.0%	132	51.0%
7 301～500	252	180	71.4%	117	65.0%
8 501～1,000	160	117	73.1%	84	71.8%
9 1,001以上	87	86	98.9%	72	83.7%
合計	11,602	4,761	41.0%	1,474	31.0%

注：無回答の事業所の常用雇用者数は、調査票の発送段階に把握されていた常用雇用者数（原則として「平成11年事業所・企業統計調査結果報告」に基づく）とした。

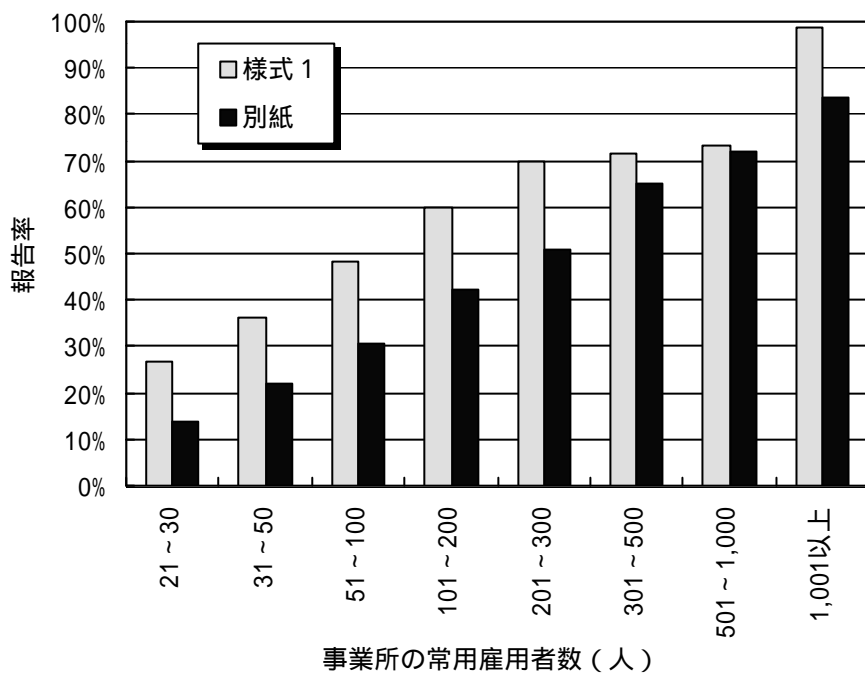


図1-2-1 報告状況（事業所規模別）

表1-2-5 報告状況（業種別）

業種	発送数 (a)	様式1		別紙	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
1200 食料品製造業	1,439	487	33.8%	40	8.2%
1300 飲料・たばこ・飼料製造業	125	70	56.0%	15	21.4%
1400 繊維工業	190	73	38.4%	28	38.4%
1500 衣服・その他の繊維製品製造業	608	123	20.2%	3	2.4%
1600 木材・木製品製造業	180	52	28.9%	15	28.8%
1700 家具・装備品製造業	181	43	23.8%	16	37.2%
1800 パルプ・紙・紙加工品製造業	432	208	48.1%	70	33.7%
1900 出版・印刷・同関連産業	553	202	36.5%	26	12.9%
2000 化学工業	404	309	76.5%	219	70.9%
2100 石油製品・石炭製品製造業	36	23	63.9%	18	78.3%
2200 プラスチック製品製造業	426	183	43.0%	75	41.0%
2300 ゴム製品製造業	86	33	38.4%	17	51.5%
2400 なめし革・同製品・毛皮製造業	40	9	22.5%	4	44.4%
2500 窯業・土石製品製造業	476	246	51.7%	73	29.7%
2600 鉄鋼業	228	113	49.6%	45	39.8%
2700 非鉄金属製造業	102	50	49.0%	34	68.0%
2800 金属製品製造業	829	334	40.3%	144	43.1%
2900 一般機械器具製造業	822	298	36.3%	83	27.9%
3000 電気機械器具製造業	1,089	503	46.2%	179	35.6%
3100 輸送用機械器具製造業	495	220	44.4%	83	37.7%
3200 精密機械器具製造業	168	76	45.2%	20	26.3%
3300 武器製造業	2	1	50.0%	1	100.0%
3400 その他の製造業	205	75	36.6%	18	24.0%
3500 電気業	129	96	74.4%	15	15.6%
3600 ガス業	44	33	75.0%	4	12.1%
3700 熱供給業	3	3	100.0%	1	33.3%
3830 下水道業	78	60	76.9%	52	86.7%
3900 鉄道業	185	112	60.5%	6	5.4%
4400 倉庫業	146	34	23.3%	8	23.5%
5132 石油卸売業	115	29	25.2%	7	24.1%
5142 鉄スクラップ卸売業	16	4	25.0%	1	25.0%
5220 自動車卸売業	219	27	12.3%	3	11.1%
5930 燃料小売業	256	55	21.5%	15	27.3%
7210 洗濯業	272	73	26.8%	15	20.5%
7430 写真業	68	26	38.2%	1	3.8%
7700 自動車整備業	249	126	50.6%	31	24.6%
7810 機械修理業	221	82	37.1%	2	2.4%
8620 商品検査業	38	19	50.0%	1	5.3%
8630 計量証明業	37	26	70.3%	3	11.5%
8716 ごみ処分業	144	62	43.1%	54	87.1%
8722 産業廃棄物処分業	55	24	43.6%	14	58.3%
9140 高等教育機関	103	74	71.8%	9	12.2%
9210 自然科学研究所	108	65	60.2%	6	9.2%
合計	11,602	4,761	41.0%	1,474	31.0%

注1：各事業所の業種は、回答された事業内容等に基づいて判定した。

注2：「倉庫業」や「自動車卸売業」などは、政令で定める業種の要件に基づいて業種の判定を行ったため、日本標準産業分類で「倉庫業」や「自動車卸売業」等に該当する事業所であっても、P R T Rパイロット事業では「対象外の業種」とした事業所がある（ただし、「対象外の業種」は本表に示さない）。

表1-2-6 事業者規模別・事業所規模別の様式1報告事業所数

事業者規模(人)		事業所規模(人)								合計
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001以上	
2	21~30	669	-	-	-	-	-	-	-	669
3	31~50	68	706	-	-	-	-	-	-	774
4	51~100	76	116	709	-	-	-	-	-	901
5	101~200	57	109	145	382	-	-	-	-	693
6	201~300	31	33	71	71	123	-	-	-	329
7	301~500	30	36	52	72	19	73	-	-	282
8	501~1,000	24	47	57	50	22	23	50	-	273
9	1,001以上	71	131	167	139	95	84	67	86	840
合計		1,026	1,178	1,201	714	259	180	117	86	4,761

表1-2-7 事業者規模別・事業所規模別の別紙報告事業所数

事業者規模(人)		事業所規模(人)								合計
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001以上	
2	21~30	69	-	-	-	-	-	-	-	69
3	31~50	16	117	-	-	-	-	-	-	133
4	51~100	8	29	178	-	-	-	-	-	215
5	101~200	15	35	57	156	-	-	-	-	263
6	201~300	8	10	28	35	53	-	-	-	134
7	301~500	7	8	20	27	11	42	-	-	115
8	501~1,000	9	21	28	28	16	15	31	-	148
9	1,001以上	10	37	58	55	52	60	53	72	397
合計		142	257	369	301	132	117	84	72	1,474

表1-2-8 事業者規模別・事業所規模別の別紙報告率

事業者規模(人)		事業所規模(人)								合計
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001以上	
2	21~30	10%	-	-	-	-	-	-	-	10%
3	31~50	24%	17%	-	-	-	-	-	-	17%
4	51~100	11%	25%	25%	-	-	-	-	-	24%
5	101~200	26%	32%	39%	41%	-	-	-	-	38%
6	201~300	26%	30%	39%	49%	43%	-	-	-	41%
7	301~500	23%	22%	38%	38%	58%	58%	-	-	41%
8	501~1,000	38%	45%	49%	56%	73%	65%	62%	-	54%
9	1,001以上	14%	28%	35%	40%	55%	71%	79%	84%	47%
合計		14%	22%	31%	42%	51%	65%	72%	84%	31%

### 1-2-3 取扱状況

対象化学物質の取扱状況について、図 1-2-2 及び表 1-2-9～表 1-2-11 に示す。対象化学物質の取扱状況は、下記の三つに分類した。

ア：取扱いなし

イ：報告対象量未満の取扱いあり

ウ：報告対象量以上の取扱いあり

ただし、「業種の特別要件に該当する施設」を有している事業所は、対象化学物質の取扱量とは無関係に、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」に分類し、別紙によって排出量等を報告してもらうこととした。

全体として見ると、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」と回答した事業所割合が平成 12 年度とほぼ同様の 31%であった。

事業所規模別に見ると、小規模になるほど「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という事業所が少なく、逆に「イ：報告対象量未満の取扱いあり」という事業所の割合が多くなっている。特に、事業所規模 100 人未満の事業所では、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」よりも多くの事業所が「イ：報告対象量未満の取扱いあり」と回答している。

業種別に見ると、化学工業や石油製品・石炭製品製造業などで「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という回答が多く、これは例年通りの傾向である。非製造業では下水道業やごみ処分業などで「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という回答が多くなっている。ただし、下水道業やごみ処分業などの場合、実際には対象化学物質の取扱量が要件を満たして報告した事業所よりも、「業種の特別要件に該当する施設」を有しているために排出量等を報告した事業所がほとんどである。そのような事業所も、ここでは一律に「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」に分類した。

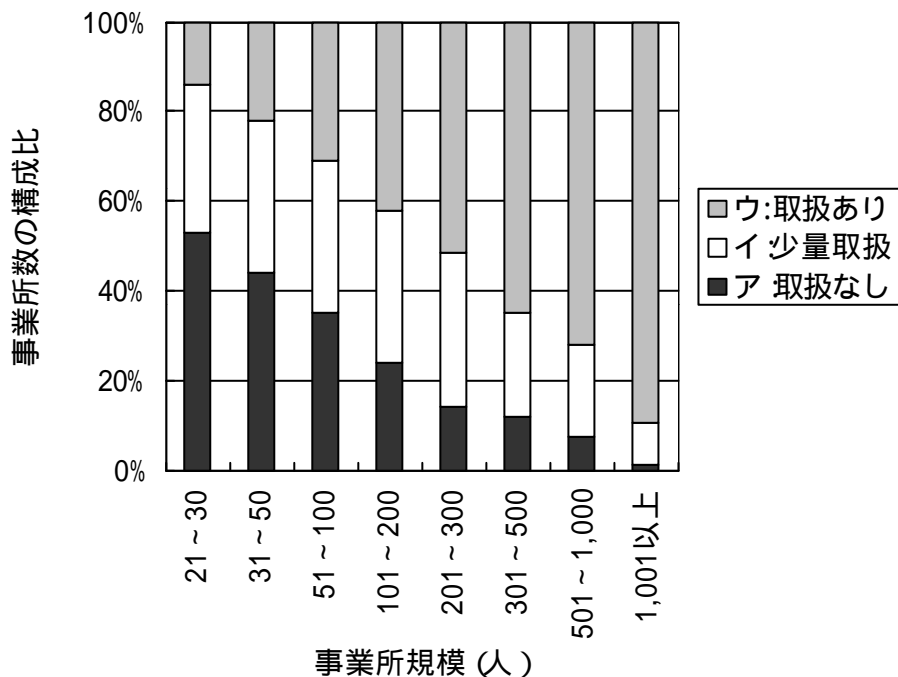


図 1-2-2 事業所規模別の取扱状況

表1-2-9 取扱状況（事業所規模別）

事業所規模（人）	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）		
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり
2 21～30	544	338	144	53%	33%	14%
3 31～50	520	399	259	44%	34%	22%
4 51～100	424	408	369	35%	34%	31%
5 101～200	173	239	302	24%	33%	42%
6 201～300	37	89	133	14%	34%	51%
7 301～500	22	41	117	12%	23%	65%
8 501～1,000	9	24	84	8%	21%	72%
9 1,001以上	1	8	77	1%	9%	90%
合計	1,730	1,546	1,485	36.3%	32.5%	31.2%

注：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.5t/年）に満たない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.5t/年）以上のものが1物質以上ある（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

表1-2-10 取扱状況（自治体別）

自治体名	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）		
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり
1 青森県	89	58	40	48%	31%	21%
2 栃木県	56	48	61	34%	29%	37%
3 群馬県	45	35	49	35%	27%	38%
4 埼玉県	58	65	50	34%	38%	29%
5 千葉市	45	53	39	33%	39%	28%
6 横浜市	8	41	59	7%	38%	55%
7 福井県	50	49	43	35%	35%	30%
8 山梨県	72	75	55	36%	37%	27%
9 静岡県	66	51	69	35%	27%	37%
10 名古屋市	92	55	55	46%	27%	27%
11 滋賀県	93	89	130	30%	29%	42%
12 大阪府	66	48	90	32%	24%	44%
13 大阪市	98	42	47	52%	22%	25%
14 奈良県	64	55	62	35%	30%	34%
15 和歌山県	49	36	48	37%	27%	36%
16 鳥取県	54	37	40	41%	28%	31%
17 島根県	73	51	38	45%	31%	23%
18 岡山県	79	70	89	33%	29%	37%
19 広島市	96	67	39	48%	33%	19%
20 愛媛県	37	52	32	31%	43%	26%
21 高知県	47	57	20	38%	46%	16%
22 福岡県	50	46	35	38%	35%	27%
23 福岡市	76	73	23	44%	42%	13%
24 佐賀県	28	103	93	13%	46%	42%
25 長崎県	41	56	26	33%	46%	21%
26 大分県	44	35	59	32%	25%	43%
27 宮崎県	66	21	50	48%	15%	36%
28 鹿児島県	59	59	24	42%	42%	17%
29 沖縄県	29	19	20	43%	28%	29%
合計	1,730	1,546	1,485	36.3%	32.5%	31.2%

注：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.5t/年）に満たない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.5t/年）以上のものが1物質以上ある（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

表1-2-11 取扱状況（業種別）

業種	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）			
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	
1200	食料品製造業	337	110	40	69%	23%	8%
1300	飲料・たばこ・飼料製造業	38	17	15	54%	24%	21%
1400	繊維工業	25	20	28	34%	27%	38%
1500	衣服・その他の繊維製品製造業	93	27	3	76%	22%	2%
1600	木材・木製品製造業	26	11	15	50%	21%	29%
1700	家具・装備品製造業	9	18	16	21%	42%	37%
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	75	70	30%	36%	34%
1900	出版・印刷・同関連産業	58	118	26	29%	58%	13%
2000	化学工業	40	49	220	13%	16%	71%
2100	石油製品・石炭製品製造業	3	2	18	13%	9%	78%
2200	プラスチック製品製造業	60	47	76	33%	26%	42%
2300	ゴム製品製造業	9	7	17	27%	21%	52%
2400	なめし革・同製品・毛皮製造業	4	1	4	44%	11%	44%
2500	窯業・土石製品製造業	92	81	73	37%	33%	30%
2600	鉄鋼業	49	19	45	43%	17%	40%
2700	非鉄金属製造業	9	7	34	18%	14%	68%
2800	金属製品製造業	105	85	144	31%	25%	43%
2900	一般機械器具製造業	91	124	83	31%	42%	28%
3000	電気機械器具製造業	131	189	183	26%	38%	36%
3100	輸送用機械器具製造業	72	63	85	33%	29%	39%
3200	精密機械器具製造業	24	32	20	32%	42%	26%
3300	武器製造業	-	-	1	0%	0%	100%
3400	その他の製造業	28	29	18	37%	39%	24%
3500	電気業	42	39	15	44%	41%	16%
3600	ガス業	21	8	4	64%	24%	12%
3700	熱供給業	-	2	1	0%	67%	33%
3830	下水道業	7	1	52	12%	2%	87%
3900	鉄道業	73	33	6	65%	29%	5%
4400	倉庫業	21	5	8	62%	15%	24%
5132	石油卸売業	15	7	7	52%	24%	24%
5142	鉄スクラップ卸売業	-	3	1	0%	75%	25%
5220	自動車卸売業	8	16	3	30%	59%	11%
5930	燃料小売業	24	16	15	44%	29%	27%
7210	洗濯業	29	29	15	40%	40%	21%
7430	写真業	6	19	1	23%	73%	4%
7700	自動車整備業	21	74	31	17%	59%	25%
7810	機械修理業	57	23	2	70%	28%	2%
8620	商品検査業	11	7	1	58%	37%	5%
8630	計量証明業	1	22	3	4%	85%	12%
8716	ごみ処分業	5	2	55	8%	3%	89%
8722	産業廃棄物処分業	8	1	15	33%	4%	63%
9140	高等教育機関	13	52	9	18%	70%	12%
9210	自然科学研究所	2	56	7	3%	86%	11%
合計		1,730	1,546	1,485	36.3%	32.5%	31.2%

注：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.5t/年）に満たない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.5t/年）以上のものが1物質以上ある（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

#### 1-2-4 事業者説明会の開催

調査実施自治体により、調査対象事業者に対し法律の概要、PRTRパイロット事業の概要、排出量・移動量又は取扱量の算定作業を支援するため、排出量・取扱量等の算出方法、記入方法の説明会を開催した。これらの開催状況は表1-2-12のとおりである。

表1-2-12 事業者説明会の開催状況

自治体名	排出量・移動量調査説明会
青森県	7月11日(十和田市、八戸市)
栃木県	7月25日(宇都宮市)
群馬県	7月17日(伊勢崎市)
埼玉県	7月6日(草加市)、7月8日(八潮市)、9月5日(さいたま市)、9月18日(さいたま市)
千葉市	8月10日、8月22日、8月28日、8月30日
横浜市	6月26日、7月12日
福井県	9月26日(武生市)
山梨県	7月17日(韮崎市)、7月18日(甲府市)、7月19日(甲府市)
静岡県	7月5日(富士市)、7月18日(富士市)
名古屋市	7月23日、7月24日
滋賀県	7月23日(守山市)、7月24日(草津市)、7月26日(野洲町)、7月27日(栗東町)、8月1日(甲西町)、8月2日(水口町)
大阪府	7月17日(吹田市)、7月18日(八尾市)、7月19日(堺市)
大阪市	8月7日、8月9日
奈良県	7月16日(天理市)、7月19日(大和郡山市)、7月24日(奈良市)、7月26日(生駒市)
和歌山県	7月18日(2回)、7月19日(2回)、7月30日(和歌山市)、7月23日(御坊市)、7月26日(2回)(田辺市)、7月27日(橋本市)、7月31日(新宮市)
鳥取県	8月7日(米子市)、8月8日(倉吉市)、8月10日(鳥取市)
島根県	8月9日(松江市)、8月10日(益田市)
岡山県	7月31日(早島町)、8月1日(津山市)、8月6日(岡山市)
広島市	6月27日、6月28日
愛媛県	7月12日(宇和島市)、7月17日(松山市)、7月19日(西条市)
高知県	8月1日(中村市)、8月7日(高知市)
福岡県	7月26日(大牟田市)、7月27日(久留米市)、7月30日(三橋町)
福岡市	7月23日、8月1日、8月9日
佐賀県	7月11日(武雄市)、7月12日(伊万里市)、7月19日(鳥栖市)、7月25日(佐賀市)
長崎県	7月18日(勝本町)、7月19日(厳原町)、7月27日(諫早市)、7月30日(有明町)、8月6日(長崎市)、8月10日(佐世保市)、8月20日(福江市)、8月21日(有川町)
大分県	10月2日・3日(大分市)、10月4日(宇佐市)、10月5日(国東町)、10月9日(日田市)、10月12日(佐伯市)
宮崎県	7月25日(日南市)、7月26日(日向市)、7月26日(高鍋町)、7月27日(都城市)、7月30日(宮崎市)、7月31日(小林市)、8月1日(延岡市)
鹿児島県	7月31日(鹿児島市)
沖縄県	9月25日(那覇市)



### 1-2-5 アンケート調査の回答状況

11,602 件の対象事業所全てにアンケート調査票を送付し、そのうち 3,817 事業所から回答が得られた。回答率は約 33%であり、平成 12 年度とほぼ同様の値であった。

アンケートのみに回答した事業所も若干(57 事業所)あったが、ほとんどが様式 1 を報告した事業所であり、様式 1 報告事業所(4,761 事業所)のうち 79%の事業所がアンケートにも回答した。アンケートの集計結果は第 3 章に示す。

### 1-2-6 ヒアリング調査の実施状況

表 1-2-13 ヒアリング調査実施状況

自治体名	調査事業所数	調査期間
青森県	12 業種 20 事業所	平成 13 年 10 月
栃木県	11 業種 17 事業所	平成 13 年 11 月～12 月
群馬県	10 業種 20 事業所	平成 13 年 10 月～11 月
埼玉県	13 業種 19 事業所	平成 13 年 11 月～12 月
千葉市	13 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～12 月
横浜市	12 業種 19 事業所	平成 13 年 10 月～11 月
福井県	9 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
山梨県	11 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～12 月
静岡県	7 業種 19 事業所	平成 13 年 12 月～平成 14 年 1 月
名古屋市	9 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～平成 14 年 1 月
滋賀県	8 業種 20 事業所	平成 13 年 10 月～11 月
大阪府	14 業種 21 事業所	平成 13 年 10 月
大阪市	9 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～平成 14 年 1 月
奈良県	15 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～12 月
和歌山県	17 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
鳥取県	8 業種 20 事業所	平成 13 年 10 月～平成 13 年 11 月
島根県	12 業種 16 事業所	平成 13 年 12 月
岡山県	10 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月
広島市	15 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
愛媛県	14 業種 16 事業所	平成 13 年 12 月～平成 14 年 2 月
高知県	11 業種 20 事業所	平成 14 年 1 月～2 月
福岡県	15 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
福岡市	10 業種 20 事業所	平成 13 年 11 月～平成 14 年 1 月
佐賀県	10 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
長崎県	10 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月
大分県	14 業種 20 事業所	平成 14 年 1 月
宮崎県	12 業種 20 事業所	平成 13 年 12 月～平成 14 年 1 月
鹿児島県	11 業種 20 事業所	平成 13 年 10 月～11 月
沖縄県	10 業種 18 事業所	平成 13 年 12 月

主なヒアリング項目は以下のとおりである。

1．一般的事項

- ・事業者及び事業所の概要
- ・使用している第一種指定化学物質名、その工程、用途
- ・化学物質管理の体制

2．パイロット調査関連事項

- ・調査への対応状況（作業にあたっての社内体制、負担感）
- ・排出量等の把握作業（使用したマニュアル及び推計方法、把握にあたっての問題点等）
- ・P R T R 排出量等算出について（使用した排出量推計方法、マニュアルの改善事項等）
- ・パイロット事業参加による効果（化学物質管理体制の整備、勉強会の開催等）
- ・未報告の事業所に対しては、報告を出していない理由

3．化学物質排出把握管理促進法関連

- ・化学物質排出把握管理促進法の認知度
- ・業界団体等の対応状況
- ・化学物質排出把握管理促進法対応のための情報入手先
- ・化学物質排出把握管理促進法に関する国・自治体への要望

4．リスクコミュニケーションについて

- ・取組状況（環境報告書の作成・配布、ホームページの作成、地域住民説明会等）

5．データの検証

使用した作業シートを活用し、排出量の算定過程等を追いながら、報告データの検証を行う。

ヒアリング結果の概要は第3章に示す。